

選ばれる
産業医に!

コアカリキュラム'26^{V5}

<全体テーマ>

「MBAの視座と組織開発で“選ばれる存在”になる」
～産業保健と経営学の親和性、組織開発の実務
そして「貢献できる産業医」像～



これまでのご好評を受け、今期も開催

修練医期間では不十分だった教育の補填。

この趣旨を受け継いで、産業医実務研修センターの「コアカリ」は今期も開催。

質・量ともに産業保健への参入が高まる中で、本学出身ならではの「選ばれる産業医」であり続けるお手伝いをしたく思います。

出身教室・経験を問わず、広く本学出身の皆さんにご参加をいただきたく存じます。

奮ってのお申込みをお待ちしております！

今回のピック「経営への影響力」

産業医の先生方の悩み、殊にトラブルの話を見聞きする中で、ある先生が

「多くは、経営をもう少し知っていれば、あれほどには、」と、苦笑されました。

思えば、これまでの産業医教育の体系は、法令や化学物質などの硬質なものが中心で、それを効果的に企業にアプローチする知見はいささか手薄だったかもしれません。

そこで今回も「組織と人」に光を当て、ゲストにMBAホルダーでもある深井恭佑先生をお招きします。

また、今年もビジネスリーダー教育のエキスパート竹内伸一先生をお迎えします。深井先生のセッションの意味付けをより深く紐解き、企業価値を志向し、組織・企業に影響を与える力に焦点を当てていきます。

2日目は恒例、お2人の参加者の執筆ケースによる「ケースメソッド」演習です。ビジネススクールの視座で、竹内先生にモデレートいただきます。ケース提供者を募ります！

ゲスト講師

☆竹内伸一 先生

名古屋商科大学大学院教授／慶応ビジネススクール

☆深井恭佑 先生

株式会社リードウェル 代表取締役

ほか

日程

2026年9月26日(土) 13時～17時
27日(日) 9時～17時

(初日夜に情報交換会有)

※部分参加・耳だけ参加も可能です！

会場

産業医実務研修センター（現地）・
および遠隔（zoom）

内容

	D1=9/26	D2=9/27
A M	—	○参加者ケース その①
昼休み		
P M	○オリエンテーション ○深井先生 組織貢献ができる 産業医 そのコンピタンス ～組織開発（仮） ○竹内先生 前段の内容を受け ○初日まとめ ◎情報交換会	○参加者ケース その② ○2日間まとめ

参加方法

区分X：ケース記述して参加（定員2名）
区分Y：ケース記述せず参加（同20名）
※いずれも過去の参加経験不問
※現地参加 or 遠隔参加 選択可
※申込締切：X＝8月初、Y＝9月中旬

費用

受講料：5,000円

※初日終了後有志情報交換会を開催予定

お問合せ・お申込み：産業医実務研修センター（担当 林・柴田）

email: ohtc-contact@mbbox.med.uoeh-u.ac.jp ☎093-691-7171

お申込はQRコードから。もしくは所属、氏名、卒期、教室、e-mail、電話番号、参加方法を上記mailにお送りください。

<別紙>教育課題は下記一覧を参考に設定し、それをふまえたケース・討議計画をめざす。

表1 統括産業医の機能と位置づけ（出典を柴田要約）

機能	(1)産業保健に関する全社的な方針、基準、計画の策定への主体的な貢献 (2)全社方針・基準等の実効性確保のための事業拠点関係者への指導や情報提供 (3)労働安全衛生マネジメントの内部監査・業務監査の一環としての実行状況評価 (4)産業保健スタッフとの意思疎通・教育・採用
位置づけ	(5)役割を果たすために、人事担当役員等経営層へ提案できるような位置づけと関与

出典：森晃爾ら（2013）,企業全体で産業保健を展開するための統括産業医の機能と位置づけ,産衛誌,2013;55(5)：145-153

表2 専門産業医に必要な能力のうち特定の事例や施策の経験や深い検討が最も有効なもの（No.：当該調査の回答符号）

No.	能力
2	産業医の倫理規範の理解し、実際の行動に結びつけることができる※
3	労働者のプライバシーおよび知る権利に留意して、健康情報を扱うことができる
8	法令改正時に、事業場への適用について評価し、事業者に助言できる
9	業務起因性傷病に対する労災申請や訴訟に関連して、産業保健の専門家としての立場から事業者に対して意見を述べる ことができる
19	品質管理の手法を用いて産業保健サービスの質を評価・管理することができる
23	職場に存在する健康障害要因について、有害性情報を入手し、リスク評価のために整理し、説明することができる
24	労働者への健康障害要因曝露を評価するための方法を理解し、曝露状況を評価できる
25	有害性の情報と曝露情報から健康障害リスクを評価することができる
26	健康障害要因の種類、曝露の状況に合わせた健康影響評価を設定することができる
27	検査の精度管理制度を理解し、適切な精度管理が行われている検査機関を選定できる
30	労働災害や職業性疾病発生時に、その要因分析に参加し、再発防止に貢献できる
31	リスクアセスメントの結果に基づき、リスク低減対策の優先順位をつけることができる
32	事業場に存在する健康障害リスクの状態に合わせて、リスク低減の方法の選択や計画の策定において助言・指導する ことができる
36	作業方法や勤務内容から、心身の負荷を評価することができる
37	交代勤務のシフトや作業方法等、心身への負荷が少ない職務設計についての助言をすることができる
39	メンタルヘルス対策について、計画の策定、個別指導の実施、事業者への助言、勧告等の対応ができる
42	健康状態や生活習慣を、集団として評価することができる
43	高齢者や女性の特性に応じた健康管理施策の計画や個別対応を実施することができる
46	事業場における適正配置および就業上の措置の手順に策定において、専門的な立場から助言・指導する ことができる
48	長期病欠からの復職時や妊娠中の症状等に応じた就業上の配慮について事業者等に対して助言する ことができる
49	有病者や障害者、高齢者等のワークアビリティの向上を支援できる
50	労働者の生殖機能の保護、特に妊娠中の労働者に対する就業上の措置に関して、助言を行う事ができる
51	応急対応を行うための必要な手技を身につけているとともに、産業保健スタッフやその他の従業員に指導する ことができる
53	事業場の緊急事態対応計画の立案において、専門的立場から助言指導することができる
56	産業保健の課題について、科学的な研究をデザインし、実施することができる
57	倫理規範に則って、研究の実施および発表を行うことができる※
33	リスク低減対策が確実に実行されるよう、実行状況の確認および有効性の評価を行うことができる**

出典：森晃爾、永田昌子ら（2014）,「専門産業医に必要な能力の習得方法に関する検討」,産業医教育における適正な教育時間の提供に関する調査研究総合報告書,平成24-25年度産業医学調査研究, p125-126,表3,※=表5,※※=表6